

各都道府県情報政策担当課
各市区町村情報政策担当課 } 御中

総務省情報流通行政局地域通信振興課
総務省自治行政局市町村課行政経営支援室

「自治体における AI 活用・導入ガイドブック〈導入手順編〉（第 4 版）」の公表について

平素より、地方自治体における情報システムの適正な利用について、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

総務省では、「自治体における AI の利用に関するワーキンググループ報告書」等をもとに、「自治体における AI 活用・導入ガイドブック〈導入手順編〉」（以下「ガイドブック」という。）を改訂し、生成 AI の利用方法や具体的な利活用事例、利用における留意事項等の記述を追加しました。また、別添として自治体が作成する生成 AI システム利用ガイドラインのひな形についても掲載しております。本日、ガイドブックを公表しましたので、これを周知します。

今般、「令和 7 年地方分権改革に関する提案募集」において、「国の責任において、地方自治体が安心・安全に活用できる生成 AI システムの利用環境を整備すること」を求める提案がなされたことを踏まえ、地方自治体における生成 AI の適正な利活用の促進等に向けて、ガイドブックを改訂したものです。

各団体におかれましては、引き続き AI の適正な利活用を取り入れた施策の推進に取り組んでいただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

（公表先）総務省トップ>政策>地方行財政>地方行政のデジタル化>自治体 DX の推進

https://www.soumu.go.jp/denshijiti/index_00001.html

（添付資料）

自治体における AI 活用・導入ガイドブック〈導入手順編〉（第 4 版）

別添（自治体名）生成 AI システム利用ガイドライン（ひな形 Ver1.0）

別紙 1 「生成 AI システム特有のリスクケースの報告フォーム」

（参考）自治体における AI 活用・導入ガイドブックの改訂について（概要）

【連絡先】

○第 1 章「4. 自治体への生成 AI 導入」及び第 4 章

総務省自治行政局市町村課行政経営支援室 担当：松葉課長補佐、若菜係長、谷口主査

Tel : 03-5253-5519（直通） メール：gyoukaku_atmark_soumu.go.jp

○ 上記以外の箇所

総務省情報流通行政局地域通信振興課 担当：横谷課長補佐、田中主査、鳴海官

Tel : 03-5253-5758（直通） メール：ai-local_atmark_ml.soumu.go.jp

※迷惑メール対策のため「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。